

児童手当

六月は現況届の提出月です

現在、児童手当を受けている人は、毎年六月に「児童手当現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、六月一日における加入年金などの状況を記載し、児童手当を引き続き受けられるかどうかを確認する

ためのものです。

対象者に「児童手当現況届」の用紙を郵送しますので、必要書類と一緒に提出してください。提出がない場合、六月以降の手当を受けることができなくなりますので、ご注意ください。



ご存じですか？ 児童手当

これからの未来を支える子どもたちが健やかに育つためには、家庭における生活の安定が必要です。子どもたちが安定した質の高い生活を送れるように、子育てにかかる費用の一部を支給します。

【資格】

児童手当をもらえるのは、子どもと暮らし、子どもを養い、守り育てる人です。ただし、次の条件があります。日本国内に住所がある手当がもらえるのは子どもが小学校を修了するまで所得額の制限(詳しくは福祉課へ)

受付期間

6月8日(月)~ 30日(火)

(月~金曜日 8:30 ~ 17:15、木曜日は 19:00 まで延長)

*「児童手当現況届」の用紙は 6月5日(金)ごろ発送予定です。

提出先

福祉課(大仁庁舎内)

市民サービス課(伊豆長岡庁舎・葦山庁舎)

必要なもの 現況届 印鑑 受給者(保護者)の保険者証の写し

*平成21年1月2日以降に当市に転入した場合は平成21年度児童手当用所得証明書が必要。

児童手当振り込みます

6月15日(月)に児童手当の支払いをします。指定口座に2月~5月までの4カ月分を振り込みます。16日(火)以降、口座をお確かめください。

【児童手当の額】

3歳未満の子ども	月額 10,000 円
3歳以上の子ども	
1人目、2人目の子ども	月額 5,000 円
3人目以降の子ども	月額 10,000 円

*2・6・10月の15日に、それぞれの前月分までまとめて振り込みます。

更新手続き・新規受給者申請を

母子家庭等医療費助成

この制度は、ひとり親家庭等(母子家庭、父子家庭、父のいない児童など)の福祉を図るため、医療費の一部を助成するものです。

現在、受給者証を持っている人も六月三十日(火)で有効期限が切れるので、更新手続きが必要です。

また、今まで課税状況により受給できなかった人も、平成二十年分の所得や家族状況に変更があった場合、七月から受給できる場合があります。該当と思われる人は、申請手続きをしてください。ただし、本人、同居の扶養義務者などに平成二十年分の所得税が課せられている場合は対象になりません。

受付期間 6月8日(月)~ 18日(木)

提出先 福祉課(大仁庁舎内)

市民サービス課(伊豆長岡庁舎・葦山庁舎)

必要なもの 申請書 印鑑 保険証の写し(家族全員分)

申請者名義の通帳の写し 所得税非課税が確認できる平成20年分源泉徴収票または確定申告書の写し 母子家庭等医療費受給者証(オレンジ色)

こども医療費受給者証の更新

毎年6月に実施していたこども医療費受給者証の更新手続きは、今年度から実施しません。10月1日(木)から使用する受給者証は、9月末に郵送します。

ただし、更新手続きの必要がある場合は、申請書を送ります。

*加入している健康保険証や保護者、生計維持者に変更があった場合は、随時変更手続きが必要となります。不明な点は、福祉課まで。

求む！ 韋駄天

いだてん



県市町村対抗駅伝競走大会 選手募集！

12月5日(土)開催の第10回記念静岡県市町村対抗駅伝競走大会に、市の代表として出場する選手を募集します。長距離の得意な人、好きな人をお待ちしています。また、長距離走の速い人をご存じの方は推薦ください。

対象 / 市民または市内に通学・通勤の小学5年生以上の人
申込み / 6月19日(金)17:00までに住所、氏名、連絡先、年齢(学年)、職業(小学校名)を社会教育課へ電話またはFAXで申し込み。

練習説明会 とき / 7月1日(水)19:30 ~
ところ / あやめ会館3階多目的ホール

*候補選手に申し込んだ人は、必ず出席してください。

練習会 とき / 7月8日(水)開始。
毎週水曜日 19:30 ~

ところ / 葦山運動公園多目的広場

*練習日程、会場は変更する場合があります。

*小・中学生は候補選手の中から9月に若干名の強化選手を選考します。選考には、7月~8月の練習会等のタイムを参考にします。

問合せ 社会教育課
電話 055 948 1461 / FAX 055 948 1470

今月は食育月間です

みんなで広げよう！食育の輪

六月は食育月間です。食をめぐる問題が数多く起きています。国は食育を国民運動として推進しています。「食育」は平成十七年に制定された食育基本法の中で、次のように定義づけられています。
生きるうえで基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること
食育は特別なことではなく、あなた自身や家族の食を見つめることから取り組んでいきましょう。

詳しくは内閣府食育推進室ホームページへ
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/index.html>

生後90カ月までの子どもの 三種混合予防接種

はお済みですか？



予防接種は、予防接種法に基づき接種回数や接種間隔が定められています。三種混合予防接種(ジフテリア・百日咳・破傷風)

の第1期初回の回数は3回で、それぞれの間隔は20日~56日までと決められています。定期的間隔で接種できなかった場合は任意接種となり、全額自己負担(8,000円程度)となります。

ただし、発熱などのやむを得ない理由で決められた間隔で接種できなかった場合は、定期的間隔内(56日まで)に健康づくり課まで連絡していただければ接種期間を延長する手続きができます。定期的間隔内(56日)までに連絡がない場合は、延長申請の受け付けができませんのでご注意ください。